

3 その他

《審議会の意義》

・琴浦町あらゆる差別をなくする審議会規則第1条趣旨では、条例に基づきとあるが、その一部改正に関し、この会に事前に意見、討議することが必要だったのではないかと、審議会の存在意義が問われている。

《制定プロセスに課題》

・町議会で決定した条例改正について町長が諮問するをするのはなぜなのか、理解に苦しむ。町当局と議会と十分にすり合わせをしておこなったのではないかと疑わざるを得ない。

《部落解放同盟への補助金》

・「あらゆる差別をなくする総合計画」の中で「各団体等への助成」「研修事業への派遣」に部落解放同盟琴浦町協議会の名は無いように見受けました。

補助金を支出するのであれば、この団体の位置づけを明確にし、監査報告にもあるように事業計画や算出根拠の指導と事業報告、決算報告をきちんとしていただくのがよいと思います。一人ひとりが大切にされ、助け合いながら共存できる町になるよう希望します。

・部落解放同盟への補助金支出について、大会や研修会の参加費補助は是とするが、旅費の中で交通費と宿泊費の補助は当然としても、日当は認めるべきではないと思う。

・中身について分からないので、コメントできませんが、より良きものであってほしいと思います。

【課題】

- 更なる町民の人権意識の高揚のむけて策定が必要。
- 現存する部落差別への対応を危惧。
- 部落問題をなくすための施策が必要。
- 子どものいじめについても条例に定めることが必要。
- 住民主体での策定が望ましい。
- 町の現状を鑑み、あらゆる人権問題の解消、人権が尊重される町となるような条例の制定。
- 人権について分かりやすい条例の策定。

《策定の必要なし》

- ・条例ばかり策定してもどうかと思う。
- ・条例どおりで良いと思います。

《総合計画との関連》

・人権基本条例策定と一部改正条例との関係が分からないのでコメントできないが、現行の総合計画との関連も整理できないのでは。

《他の自治体の条例》

・宮崎県延岡市の「延岡市すべての市民の人権が尊重される街づくり条例」を参考にし
てはどうでしょうか。

《策定委員の構成》

- ・策定委員に各種団体の代表も入れてほしい。(3人程度)

2 人権基本条例（仮称）策定について

〈策定の必要あり〉

・人権意識が広く町民に広がっている中で、本当にそうなのかと振り返り、更に町民に浸透するような策定が必要ではないかと思われます。

・様々な人権施策を網羅する新たな人権基本の策定とあるが、部落差別の現実に関し、どう取り扱うのか危惧している。

・策定委員が学識経験者等とあるが、本来は町民自らの必要性に応じて部落問題抜きではなく、広く関わられることを望みたい。

・基本条例となると、人権に関する最高規範となるものである。町の現状を鑑み、あらゆる人権問題が解消され、人権が尊重される町となるよう条例の制定を望みます。

・「人権」とは、分かっているようで全然理解できていない自分である。「人権」って難しい事ではないと思っている。分かりやすい条例を策定してほしい。

・今の条例に課題があるようでは、とすることで、この条例の策定が始まることになったと思います。単に「部落差別」の文言を入れる必要はないと言うのではなく、どのように載せ扱えば部落差別問題をなくす施策ができるかを策定していただきたい。

・全面的に賛同する。子どものいじめについて私見を述べると、自分たちの子どもの頃もいじめはあったが、自殺するようなことはなかった。また、いじめを見れば、それをやめさせる正義感の強い子もいた。いじめに負けない強い精神力を培い、また正義感の強い子を育てることが重要であり、条例にも定めることは必要だと思う。

・精神障害については他の障がいがある人と比べて目に見えない病気であり、差別的な目で見られることが多い。これは、行政、地域の理解など関わってくれる人によって良くなっていくと思うが、経済的なことも頭に入れておいてほしい。

次に大事なことは学校、教育現場で精神障害のことを理解する教育プログラム対策が必要だと思う。

町においても同じような苦しみをしている家族同士が相談できる相談支援体制を作してほしい。

町民の皆さんに理解していただくものを作ってほしいし、啓発活動を望みます。

障がいがあろうとなかろうと人間の尊厳は皆同じで、命の重みには変わりありません。お互いに助け合っていける琴浦町になってくれることを望みます。

・議員提出議案として令和元年12月に賛成多数で可決され、令和2年4月施行となつてしまいましたので、次の条例改正がなされない限り、この条例が守られるのだと思いますが、可決までに幅広い方々（町民等）に意見を聞いてほしかったと思います。

《その他》

・「人権に順位はない」とは、そのとおりであり、提案理由の主旨は理解できる。県教委もこの考え方に立っていると認識している。基本的に議会の決議のとおり、人権問題の中に同和問題を含めて考えてもよいと思う。

同和問題については、補足説明にあるように部落差別がなくなったわけではなく、その解決に向けて一層の努力が必要であると捉えている。教育現場においては、家庭の中に差別の現実があり、子どもの学習環境を整えるのが難しいと感じることがよくある。情報化社会が進み、新たに差別意識が広がっていることも確かであり、それらは許されることなく、そのままではいけない。

上記のことを考えると条例の一部改正は、そのままに町として同和問題について新たな施策、具体的な施策を示していくのがよいと思う。

・部落差別という文言が削除されていることについて、これでいいのかといろいろな意見があると思うが、町民の代表である町議会の決定であれば是とせざるを得ないのではないだろうか。個人的には判断に苦しむ。

部落差別が未だに残っていることも事実だろうが、子どもの自殺や虐待、DV等が大きな社会問題となっている現在では、そちらの方に力を入れていくことが重要であると思う。障がい児・者に対する施策も教育、医療、福祉とも大分充実しつつ、引き続き啓発とともに進めてもらう事を願っており、特に条例に問題があるとは思わない。

・これまでは、いずれにも「部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする」と記されてきたことに対し、改正後の条例は町民全体への呼びかけ等、人権擁護の推進に改正されつつある。

【課題】

- 現在もなお、部落差別は存在し、国及び地方公共団体の責務が法律にも明記されている。
- 同和問題については一層の努力が必要。
- 家庭の中に差別の現実があり、情報化社会が進み、新たな差別意識は広がっている。
- 同和問題について新たな施策、具体的な施策を示していく必要がある。
- 子どもの自殺や虐待、DV等が大きな社会問題となっている。
- 障がいのある人に対する施策も引き続き啓発が必要。

・ネット上に琴浦町の被差別部落が「部落探訪」として晒されている現実がある。町民が人間の尊厳を脅かされ、人権侵害が公然と行われている現状に対して、町、議会はどう対応していくのか注視している。

・非常に残念です。

・「町民」の責務として・「住民」に変更はできませんか。

・本町の差別の実態から、差別解消のための優先順位として、被差別の立場からの強い思いで制定された歴史的経過があり、また部落差別撤廃という意識が薄まることの懸念もあるが、町の最高議決機関である議会が議決したことは重く、改正を容認せざるを得ない。

・人権問題に優先順位はないのは当然のことです。しかしながら歴史的にも大きな差別を受けた地域を前面に出して運動することに違和感はありません。文言はさして重要ではない。

【課題】

- 人種差別、貧富差別、学歴差別、職業差別等、様々な差別が発生している。
- 「町の役割」は「町の責務」、「町民の役割」は「町民の責務」が適切。
- 私人間の人権侵害行為をしないように努めることは明記すべき。
- 部落差別が未だに残っている。
- 部落差別撤廃という意識が薄まることへの懸念がある。

《制定プロセスに課題》

・2019年8月の第3回琴浦町人権・同和教育に関する意識調査の結果では、町民の考える人権課題では、「障がいのある人の人権」に次いで「部落問題」と回答している。

条例の一部改正の経過の中で町民の意見を聞いたり、調査結果を尊重するような時間はなかったのか、議会最終日に条例改正案が提出とあるが、審議会委員としては、よく理解できない。

・琴浦町においては、これまで部落差別を解決するために多くの方々の意見等を聞き、数々の課題に取り組んできました。「人権教育啓発法」「部落差別解消推進法」という法律の周知がきちんとなされているのか。

議会は、なぜ条例改正を強引に行ったのか。なぜ法を守らないのか理解できません。条例改正までの経過を知りたいと思います。

町長諮問に関しては、もっと早い時期に出来なかったのか。なぜこんなに遅くなったのか知りたいと思います。

琴浦町あらゆる差別をなくする審議会 町長諮問に関する意見

1 琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部を改正する 条例（令和元年琴浦町条例第17号）について

《改正条例どおり》

・人種差別、貧富差別、学歴差別、職業差別、男女差別、障がい者差別等々、挙げれば様々の「差別」事例・事象の発生を今昔、昨今にあつて、この改正について「提案理由趣旨」説明は当を射ており、「あらゆる差別」ですべてが表現されており、何ら違和感も疑義もなく、改正は良と思う。

・現状では部落差別撤廃という文語は消してよいと思ひ、改正条例で良いと思ふ。

・議員提出議案による改正後の取り扱いで良いと思ひます。

・人権・同和教育の表現はいつまでも差別を残すということです。同和の字はイコール部落ですから、人権だけで良いと思ひます。差別は確かに残っておりますが、部落も勝手すぎます。権利の主張はするけど義務は果たさない、借りたものはもらうだけではなく、かえしていくという教育をされてはどうですか。とても勝手すぎると思ひます。早く差別がなくなつてほしいです。

《改正条例への問題点》

・町、町行政は人権の擁護者としての責務がある。故に第2条「町の役割」は「町の責務」が適切。第3条「町民の役割」は「町民の責務」が適切であり、「施策に協力する」のみならず、私人間の人権侵害行為をしないように努めることは明記すべきである。

・平成12年12月の「人権教育及び人権啓発推進法」の状況より、ネット等の厳しい部落差別が生じていることに対して、平成28年12月に「部落差別解消法」が成立した。

現在もなお、部落差別が存在し、それを許されないことが明記され、その解消に向けて、国及び地方公共団体の責務が明らかになっている。この度の議会対応は、その取り組みを後退させるものである。

・昨今、中部地区内で同和地区間い合わせ事件（2019年10月）、部落差別発言（2020年1月）が続いて発生している現実がある。